三条市役所

三条市体育文化会館指定管理者募集要項

三条市体育文化会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び三条市体育文化会館条例（平成30年三条市条例第28号）第４条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

１　施設の概要

(1) 施設の名称

三条市体育文化会館（以下「体育文化会館」という。）

(2) 施設の愛称

たいぶん

(3) 設置目的

市民のスポーツ及び文化活動並びに交流の活発化を図ることを目的とする。

(4) 所在地

三条市荒町二丁目１番３号

(5) 施設規模

ア　敷地面積

16,431 ㎡

イ　延床面積

10,372 ㎡

ウ　構造

鉄筋コンクリート造及び鉄骨造　地上３階建

エ　施設内容

階数	諸室名	主な諸室機能	面積 ㎡
１階	アリーナ	アリーナ、展示室、イベントスペース	1,748
	マルチホール	劇場、音楽堂、展示室、音楽スタジオ	748
	マルチルーム１	会議室、卓球場、展示室	200
	マルチスタジオ１～３	楽屋、音楽スタジオ	69
	トレーニングルーム	トレーニング室	395
	管理室	管理室	35
２階	マルチルーム２	剣道場、柔道場、サブアリーナ	624
	マルチルーム３	会議室、和室、工作実習室、調理実習室	197
	観客席	観客席	914
３階	多目的練習場	弓道場、ゲートボール場、フットサル場	683
	ランニング走路	ランニング走路	413
共通	更衣室	更衣室	237
	倉庫	倉庫	492

	共用部	展示室、ロビー、ホワイエ、飲食スペース	2,689
	機械室	機械室	928
計			10,372

オ　施設の見取図

資料№.１「三条市体育文化会館施設見取図」のとおり

(6) 利用状況（過去３年間）

単位：人

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
アリーナ	35,720	57,075	64,340
マルチホール	10,529	36,874	34,360
マルチルーム１	4,153	6,229	6,660
マルチルーム２	17,057	22,145	30,149
マルチルーム３	8,396	12,484	13,856
マルチスタジオ１	555	912	1,256
マルチスタジオ２	743	1,225	1,721
マルチスタジオ３	538	872	1,175
多目的練習場	7,490	10.065	9,926
トレーニングルーム	31,788	41,584	47,941
ランニング走路	24,962	34,667	36,029
ネット遊具･クライミングウォール	14,190	11,930	14,168
ロビー	200	3,981	5,076
ホワイエ	38	884	3,610
屋外広場	1,330	2,178	5,113
合計	157,689	243,105	275,380

２　管理の基準

(1) 開館又は供用の時間並びに休館日又は供用日

資料№.２「三条市体育文化会館条例」及び資料№.４「三条市体育文化会館管理運営業務仕様書」のとおり

(2) 施設の使用許可の基準

体育文化会館を使用しようとする者は､あらかじめ指定管理者の許可を受けることになります。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とします。

また、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することはできません。

(3) 施設の使用制限に関する基準

次のいずれかに該当するときは、体育文化会館の使用を許可しません。

ア　体育文化会館を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

イ　公の秩序又は風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
ウ　その他管理運営上支障があると認めたとき。

(4) 使用期間の制限

体育文化会館の使用期間は、引き続き５日を超えることができません。ただし、特別の事由があると指定管理者が認め市長の承認を得たときはこの限りではありません。

(5) 施設の使用許可申請の受付期間

使用許可申請の受付は、使用日前90日からとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りではありません。

(6) 使用の許可

体育文化会館の使用許可申請書を受理したときは、これを審査し、使用の許可を決定したときは使用許可書を、不許可と決定したときは使用不許可通知書を申請者に交付します。

(7) 使用の変更又は取消し

体育文化会館の使用変更、取消申請書を受理したときは、変更の可否を決定し、使用変更決定通知書を申請者に交付します。

(8) 利用料金

ア　体育文化会館の使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めます。
イ　指定管理者は、利用料金をその収入として収受します。
ウ　利用料金は次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。
エ　利用料金は前納とします。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは後納させることができます。

(9) 施設の利用料金

ア　アリーナ、マルチホール等

区分	１時間当たりの利用料金	
アリーナ	全面	4,000円
	半面	2,000円
マルチホール	全体	4,000円
	舞台部	1,500円
	客席部	2,500円
マルチルーム１	全体	800円
	１区画	400円
マルチルーム２	全体	2,100円
	１区画	700円
マルチルーム３	全体	1,600円
	１区画	200円
マルチスタジオ１		200円

マルチスタジオ２	
マルチスタジオ３	
多目的練習場	2,000 円

備考

1　使用時間数に１時間に満たない端数時間があるときは、１時間とみなしてこの表を適用する。

2　営利又は営業を目的とする使用については、この表の金額の３倍の額の利用料金を徴収する。

イ　トレーニングルーム

区分	利用料金		
トレーニングルーム	大人（高校生以上）	１人１回につき　400 円	
		定期券	１か月　2,700 円
			３か月　6,700 円
			６か月　12,000 円
			12 か月　20,000 円
	中学生	１人１回につき　200 円	
		定期券	１か月　1,350 円
			３か月　3,350 円
			６か月　6,000 円
			12 か月　10,000 円

ウ　ロビー等（営利又は営業を目的とする使用に限る。）

区分	１時間当たりの利用料金
ロビー	１平方メートル当たり　10 円
ホワイエ	
屋外広場	

備考

1　１件の利用料金が 100 円に満たない場合にあっては、これを 100 円とする。

2　使用時間数に１時間に満たない端数時間があるときは、１時間とみなしてこの表を適用する。

3　専用して使用する面積が１平方メートル未満であるとき、又はこの面積に１平方メートル未満の端数があるときは、１平方メートルとして計算する。

(10) 利用料金の減免

指定管理者は、市長が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することとします。体育文化会館の利用料金減免申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、利用料金減免決定通知書を申請者に交付します。

(11) 利用料金の不還付

指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しません。ただし次のいず

れかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができます。

ア　使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなったとき。

イ　使用者が使用の取消しを申し出、指定管理者が正当な理由があると認めたとき。

(12) 使用許可の取消し等

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア　使用者が三条市体育文化会館条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ　指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ　その他管理運営上やむを得ない事由により、特に必要があると認めたとき。

エ　アからウまでの場合において、使用者に損害があっても、指定管理者はその責めを負いません。

(13) 入館の拒否及び退館

指定管理者は次のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館させることができます。

ア　感染症の疾病にかかっていると認められる者

イ　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行する者

ウ　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる者

エ　その他管理上必要があると認められる者

３　業務の範囲

詳細は資料№.４「三条市体育文化会館管理運営業務仕様書」のとおり

(1) 体育文化会館の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 体育文化会館の使用許可に関する業務

(3) 体育文化会館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 前項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

４　応募資格

(1) 団体であること。（法人格の有無は問いません。また、グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

(2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者は応募することはできません。

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当する者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続をしている法人

エ　最近３年間において、市税、県税又は国税を滞納している者

オ　応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

カ　地方自治法第 92 条の２、第 142 条（同法第 166 条第２項の規定により準用する場合を含む。)、第 180 条の５第６項の規定に抵触することとなる者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等

キ　その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

５　現地見学会

体育文化会館の現地見学会を次のとおり開催します。参加人数は１法人及びその他の１団体につき２人までとし、法人その他の団体の名称及び氏名をあらかじめ連絡してください。

(1) 現地見学日程

ア　開催日時

令和５年８月 30 日（水）午後１時 30 分から午後４時まで

イ　集合場所

体育文化会館

(2) 参加申込

ア　文書（郵便、FAX 又は電子メール）で次の事項を記入の上、申込みください。

(ア)法人名又は団体名

(イ)法人又は団体の住所

(ウ)代表者名

(エ)参加者名

(オ)担当者名

(カ)連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）

イ　申込締切日

令和５年８月 25 日（金）

ウ　申込先

〒955-8686
三条市旭町二丁目３番１号
三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室
電　話　0256-34-5447
ＦＡＸ　0256-34-5572
電子メール　kenko@city.sanjo.niigata.jp

６　応募方法

(1) 応募書類

ア　指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ　登記事項証明書（全部事項証明書）（法人のみ必要。申請書提出時の３か月以内のものに限ります。）

エ　納税証明書（課税対象団体のみ必要。申請書提出時の３か月以内のものに限ります。）

オ　団体の経営状況を証明する書類

(ア)法人

直近２か年間の財産諸表、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書)、財産目録及び事業報告書

(イ)その他の団体

上記に準ずる書類

カ　事業計画書（様式第２号）

キ　収支予算書（様式第３号）

ク　団体の概要書（様式第４号）

ケ　自主事業提案書（様式第５号）

応募関係書類は、健康づくり課スポーツ振興室窓口に備え付けてあります。また、三条市ホームページからダウンロードできます。

(2) 募集期間

令和５年８月 14 日(月)から９月 29 日(金)までの、土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日。午前９時から午後５時までに応募ください。

(3) 提出場所

〒955-8686
三条市旭町二丁目３番１号
三条市役所福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室
電　話　0256-34-5447
ＦＡＸ　0256-34-5572
電子メール　kenko@city.sanjo.niigata.jp

(5) 提出部数、提出方法

提出部数は、15 部（正１部、副 14 部（副は復写可））とします。持参または書留郵便にしてください。ただし、持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び夜間は受け付けません。

(6) 質問等について

ア　提出方法

質問は、別紙の質問書により、郵便、FAX、又は電子メールで提出してください。電話による問合せは受け付けません。

イ　提出期間

令和５年９月６日（水）午後５時まで必着とします。

ウ　回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。なお、質問の回答は本要項の追加または修正とみなします。

7　選定方法について

(1) 候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し、審査及び選定します。

(2) 選定結果の通知等

ア　選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。(11 月頃を予定)

イ　指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て行われます。

(3) 選定の基準

別紙審査基準表により選定します。

(4) 計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その際は、別途連絡します。

8　指定期間

令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

9　指定管理料

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度毎に指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の指定管理料上限額（概算額）

総額　544,000,000 円　※消費税及び地方消費税を含む

(2) 支払方法

毎年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払時期等については、市と協議の上、決定します。

(3) 経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

(4) 積算基礎に含まれている経費

人件費、需用費（光熱水費、消耗品費、修繕費等）、役務費、使用料及び賃借料、委託料その他経費等

(5) 光熱水費の取扱い

光熱水費については、令和４年度決算額を基に令和６年度の単価伸び率を考慮して見込んでおりますので、収支予算書においても同様に積算してください。ただし、燃料費や電気使用料が著しく高騰した場合については、(1)に関わらずその都度市と協議することとします。また、電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果、今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6) 個別経費の取扱い

１件 50 万円（消費税及び地方消費税含む）に満たない金額の修繕及び施設整備については、指定管理者の負担とします。

(7) 消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。

10　利用料金制に関する事項

(1) 施設の使用の許可に係る使用の料金に利用料金制を導入します。

年間利用料金収入の見込額

年　23,648,410 円（令和４年度決算額）

(2) 市が定めた基準に基づき利用料金の減免を行います。

別紙三条市公の施設使用料等の減免基準のとおり

11　協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度ごとに変動する事項は年度協定で定めます。

12　業務の準備

指定管理者は、指定管理者の指定から業務発効までの間、指定管理を行うための準備を十分に行うものとし、その費用は、すべて指定管理者として指定された団体の負担とします。

13　その他

(1) 提出書類の変更

提出書類の内容は、錯誤による訂正など軽微な変更を除き、認めません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しませんので、御了承ください。

(3) 提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開することになりますので、御了承ください。

(4) 申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は自由）を提出してください。

(5) 費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。

14　参考資料

(1) 資料№１三条市体育文化会館施設見取図
(2) 資料№２三条市体育文化会館条例
(3) 資料№３三条市体育文化会館条例施行規則
(4) 資料№４三条市体育文化会館管理運営業務仕様書
(5) 資料№５スポーツ･文化･交流複合施設建設基本計画
(6) 資料№６三条市体育文化会館の在り方、使い方
(7) 資料№７スポーツ･文化･交流複合施設アリーナ棟建設建築本体工事図面
(8) 資料№８スポーツ･文化･交流複合施設アリーナ棟建設電力設備工事図面
(9) 資料№９スポーツ･文化･交流複合施設アリーナ棟建設空調設備工事図面
(10) 資料№10 スポーツ･文化･交流複合施設アリーナ棟建設衛生設備工事図面
(11) 資料№11 スポーツ･文化･交流複合施設ホール棟建設建築本体工事図面
(12) 資料№12 スポーツ･文化･交流複合施設ホール棟建設電力設備工事図面
(13) 資料№13 スポーツ･文化･交流複合施設ホール棟建設空調設備工事図面
(14) 資料№14 スポーツ･文化･交流複合施設ホール棟建設衛生設備工事図面
(15) 資料№15 スポーツ･文化･交流複合施設建設通信設備工事図面
(16) 資料№16 三条市公の施設使用料等の減免基準